

瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 24 年 3 月 30 日

瀬戸市長 増岡 錦也

瀬戸市条例第 8 号

瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例の一部を改正する
条例

瀬戸市のぞみ学園の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年瀬戸市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第 2 条 <u>児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 4 条に規定する障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供するための法第 43 条第 1 号に規定する福祉型児童発達支援センターとして、のぞみ学園を設置する。</u></p> <p>(入園児童)</p> <p>第 5 条 のぞみ学園に入園できる児童は、次のとおりとする。</p> <p>— <u>法第 21 条の 5 の 7 第 1 項の規定により障害児通所給付費等（児童発達支援に係る給付に限る。）を支給する旨の決定を受けた児童</u></p> <p>— <u>法第 21 条の 6 の規定により障害児通所支</u></p>	<p>(設置)</p> <p>第 2 条 <u>知的障害のある児童を日々保護者の下から通わせて、これを保護するとともに、将来独立して社会生活が営めるよう必要な知識技能を与えるため、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 43 条に規定する知的障害児通園施設として、のぞみ学園を設置する。</u></p> <p>(入園児童)</p> <p>第 5 条 のぞみ学園に入園できる児童は、次のとおりとする。</p> <p>— <u>法第 24 条の 3 第 2 項の規定により都道府県が障害児施設給付費（知的障害児通園施設支援に係る給付に限る。）を支給する旨を決定した児童</u></p> <p>— <u>法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により都道</u></p>

<p><u>援（児童発達支援に限る。）を提供する旨又は同支援の提供の委託をする旨の決定を受けた児童</u></p> <p>（使用料）</p> <p>第6条 市長は、のぞみ学園に入園している児童（前条第2号に規定する児童を除く。）の保護者（<u>親権を行うもの、未成年後見人その他の者で、児童を現に看護する者をいう。</u>）から、<u>法第21条の5の3第2項第2号に規定する額に相当する額</u>を使用料として徴収する。</p>	<p><u>府県が入所措置を決定した児童</u></p> <p>（使用料）</p> <p>第6条 市長は、のぞみ学園に入園している児童（前条第2号に規定する児童を除く。）の保護者から、<u>法第24条の2第2項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額</u>を使用料として徴収する。</p>
---	---

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。